

### 参考3. 戸建て住宅充電用コンセントの申請・承認等に関する規則

#### 戸建て住宅充電用コンセントの申請・承認等に関する規則

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、令和7年度補正「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」（以下「本補助金」という。）の補助対象として「戸建て住宅充電用コンセント」の申請を受付け、本補助金交付の補助対象の戸建て住宅充電用コンセントとして承認する手続きは、本補助金交付規程（以下「交付規程」という。）及び本補助金業務実施細則（以下「実施細則」という。）に定めるもののほか、実施細則第1条に基づきセンターが定めるこの戸建て住宅充電用コンセントの申請・承認等に関する規則（以下「本規則」という。）による。

(用語)

第2条 本規則で使用する用語は、交付規程及び実施細則の定めによる。

(戸建て住宅充電用コンセント申請者)

第3条 交付規程第4条第2項で定められた製造事業者（製造事業者が海外法人である場合にあっては、製造事業者の委託を受けた輸入事業者（海外法人の日本支店を含む。）とする。）（以下「戸建て住宅充電用コンセント申請者」という。）からの申請に基づき、センターが戸建て住宅充電用コンセントを本補助金の補助対象とするか否かの審査を行うものとする。

(戸建て住宅充電用コンセントの申請及び承認)

第4条 戸建て住宅充電用コンセントを補助対象として承認を受けようとする戸建て住宅充電用コンセント申請者は、センターが定める様式による戸建て住宅充電用コンセント承認申請書（以下「申請書」という。）をセンターに提出しなければならない。なお、最終提出期限は令和8年8月31日（月）とする。

2 戸建て住宅充電用コンセントの申請（以下「本申請」という。）は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

一 本申請に係る戸建て住宅充電用コンセントを補助対象としてセンターが承認した場合、当該承認は、戸建て住宅充電用コンセントの品質を保証するものではなく、品質保証、購入者への補償等はすべて戸建て住宅充電用コンセント申請者が負う。

二 戸建て住宅充電用コンセント申請者は自己の責任の下に補助対象として承認された戸建て住宅充電用コンセントを公表（戸建て住宅充電用コンセントの販売促進のための宣伝などを含む。）することができる。

三 本申請の際は、戸建て住宅充電用コンセント申請者は、別表1の申請要件及び別表2に記載の書類の添付を守らねばならない。

3 センターは、第1項記載の申請書の提出があったときには、これを受理して審査委員会にて審査し、承認することが適当と認めたときは、戸建て住宅充電用コンセント承認通知書（以下「承認通知書」という。）により申請者に速やかに通知するものとする。

4 センターは、承認通知書の発行の際に必要な条件を付すことができる。

5 センターは、承認通知書の発行を行ったときは、その内容をセンターのホームページで戸建て

住宅充電用コンセント申請者の要望を考慮の上、速やかに公表するものとする。

(申請又は承認の取下げ)

第5条 第4条第3項に規定する承認通知書が発行される前に申請を取下げの場合は、戸建て住宅充電用コンセント申請者は、センターが定める様式による戸建て住宅充電用コンセント承認申請取下書をセンターに提出しなければならない。

2 前項の申請取下書をセンターで受理し、センターで承認通知書の発行の手続きが行われていない場合は、センターは、遅滞なく戸建て住宅充電用コンセント承認申請取下承認通知書を発行し申請の取り下げを承認するものとする。

3 第4条第3項の規定による承認通知書が発行された後に、戸建て住宅充電用コンセント申請者が戸建て住宅充電用コンセントの申請を取下げの場合は、戸建て住宅充電用コンセント申請者は、センターが定める様式による戸建て住宅充電用コンセント承認申請取下書をセンターに提出しなければならない。

4 前項の申請取下書をセンターで受理したときには、当該戸建て住宅充電用コンセントの承認を取り消し、遅滞なくセンターのホームページからも当該戸建て住宅充電用コンセントを削除する。

(軽微な変更申請及び承認)

第6条 戸建て住宅充電用コンセント申請者は、第4条第3項の承認の通知を受けた後に、承認の通知に係る申請の内容の変更（戸建て住宅充電用コンセントの性能に係る変更を除く。）を希望するときは、センターが定める様式による仕様変更承認申請書をセンターに提出しなければならない。

2 センターは仕様変更承認申請書が提出された場合、審査委員会においてこれを審査し、適当と判断された場合これを承認し、仕様変更承認通知書により戸建て住宅充電用コンセント申請者に通知する。

3 センターは、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

4 センターは、第2項の承認を行ったときは、その内容をセンターのホームページで戸建て住宅充電用コンセント申請者の要望を考慮の上、速やかに公表するものとする。

(承認の取消し等)

第7条 センターは前条第2項の規定による承認の通知に係る申請の内容の変更の申請があった場合、又は、第4条第3項の申請承認通知を受けた戸建て住宅充電用コンセント申請者が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、第4条第3項の規定による決定の全部又は一部を取消、又は承認の内容、若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 法令、交付規程、実施細則若しくは本規則又は法令、交付規程、実施細則若しくは本規則に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。

二 承認された戸建て住宅充電用コンセントと異なる仕様若しくは性能の戸建て住宅充電用コンセント、又は戸建て住宅充電用コンセントを改造（充電性能若しくは充電方式又は課金性能若しくは課金方式を、センターが承認した性能若しくは方式から変更すること等）し、戸建て住

宅充電用コンセントを販売した場合。

三 戸建て住宅充電用コンセント申請者が申請手続きに関し不正、怠慢、その他の不適当な行為をした場合。

四 前各号に掲げる場合のほか、承認後に生じた事情の変更により承認通知に係る申請（本規則第6条の変更の承認を受けた場合は承認後）の内容全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 センターは、前項の規定による取消しをしたときには、戸建て住宅充電用コンセント承認取消通知書により、速やかに戸建て住宅充電用コンセント申請者へ通知するものとする。

（センターによる調査）

第8条 センターは、交付規程第19条第1項に従い、必要な範囲において戸建て住宅充電用コンセント申請者に調査を要請することができる。

2 戸建て住宅充電用コンセント申請者は、交付規程第19条第2項に従い、センターが第1項の調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

（提供された情報の秘密保持）

第9条 センターは、交付規程第22条の定めに従い、提供を受けた情報の秘密保持義務を負うものとする。

（不正行為等の公表等）

第10条 戸建て住宅充電用コンセント申請者による虚偽及び不正行為をセンターが認めたときは、交付規程第24条の定めに従い、不正行為等の公表などの措置を講ずることができるものとする。

（様式）

第11条 本規則によりセンターが定める様式は、様式細1から様式細7までのとおりとする。

（附則）

1. 本規則の制定は、実施細則第12条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. 本規則は、交付規程の適用日（令和8年3月30日）から適用する。

別表1 戸建て住宅充電用コンセントの申請要件

以下の要件をすべて満たすこと又は戸建て住宅充電用コンセント等申請者が同意すること。

- ①戸建て住宅充電用コンセントの型式が定まっていること。
- ②戸建て住宅充電用コンセントは、日本配線システム工業会規格「JWDS-0033 EV 充電用コンセント・差込プラグ」に適合していること。  
なお、基本型式から派生(外観色の変更など)する型式についても同様とする。
- ③センターが認めた型式及び製造番号を戸建て住宅充電用コンセント本体で確認できること。
- ④戸建て住宅充電用コンセント申請者による品質確認が終了していること。
- ⑤販売価格及び目標販売台数が確定していること。
- ⑥戸建て住宅充電用コンセントの製品原価を提示すること。OEMの場合は、戸建て住宅充電用コンセント申請者が調達先から購入した金額を製品原価として提出すること。(製品原価は、戸建て住宅充電用コンセントの審査及びセンターが補助金交付申請を受け利益等排除に該当する場合に補助金算出の目的でのみ使用)
- ⑦戸建て住宅充電用コンセント申請者は、補助金交付申請者(戸建て住宅充電用コンセント購入者に同じ。)に対し、直接、戸建て住宅充電用コンセントの保証書を発行しなくてはならない。ただし、戸建て住宅充電用コンセント申請者が工事施工業者、戸建て住宅充電用コンセントを販売する子会社、又は販売代理店などに保証書の発行を委託する場合はこの限りでない。この場合は、戸建て住宅充電用コンセント申請者が個々の保証内容を管理し、補助金交付申請者に対して保証義務を有するものとする。
- ⑧戸建て住宅充電用コンセントに市場不具合が発生した場合には、申請者が当該不具合の発生を承知した日から1週間以内に不具合内容と対策をセンターに報告すること。
- ⑨戸建て住宅充電用コンセントに市場不具合が発生し戸建て住宅充電用コンセントの稼働や撤去の状況等をセンターが求めた場合には、補助金交付申請者が設置した戸建て住宅充電用コンセントの稼働や撤去の状況等を報告すること。

別表2 戸建て住宅充電用コンセント申請時に提出すべき書類

- ①申請する戸建て住宅充電用コンセントの型式ごとに仕様、付属する装備、充電性能等を示す書類
- ②保証書(正規品のブランク用紙(注))及び管理方法の説明書  
(注)発行時には以下の必要項目の記載があること。
  - ・発行元(戸建て住宅充電用コンセントメーカー<管理部署名を含む>、別表1⑦に定める委託会社等)
  - ・発行先(申請者名)
  - ・戸建て住宅充電用コンセントのメーカー名、型式、製造番号又はシリアルナンバー
  - ・保証開始日及び保証期間
  - ・設置場所名称
- ③設置工事施工手順や電気配線仕様及び配線工事内容を解説した書類
- ④戸建て住宅充電用コンセントの利用方法を解説した書類
- ⑤OEMの場合は、上記①～④に加え、調達先との調達及び販売に関する契約書等の写し
- ⑥その他センターが定めるもの